

児童手当改正(拡充)のお知らせ(令和6年10月分から変わります。)

【重要】支給にあたって、**申請が必要な場合と不要な場合**があります。
必ず裏面5.フローチャートをご確認ください。

1.変更内容

主な変更	〈令和6年9月分まで〉 改正(拡充)前	〈令和6年10月分から〉 改正(拡充)後
支給対象	中学校終了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)を養育している方	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満 一律:15,000円 ●3歳～小学校終了まで 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ●中学生 一律:10,000円 ●所得制限限度額以上 所得上限限度額未満一律:5,000円 (特例給付) ●所得上限限度額以上:支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満 第1子・第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ●3歳～高校生年代 第1子・第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
支給月	3回(各前月までの4ヶ月分を支給) 10月分～1月分⇒2月 2月分～5月分⇒6月 6月分～9月分⇒10月	6回(偶数月)(各前月までの2ヶ月分を支給) 10～11月分⇒12月 12～1月分⇒2月 2～3月分⇒4月 4～5月分⇒6月 6～7月分⇒8月 8～9月分⇒10月 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">支払通知はがきは廃止します。</div>
多子加算の 算定対象 (カウント対象)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	22歳到達後の最初の年度末までの養育している子

2 改正(拡充)で新たに対象となる方の手続きの期限は？

令和6年10月25日(金)まで

令和6年10月25日(金)までに申請された方は、令和6年12月から制度改正後の手当を支給します。

申請期限を過ぎて、令和7年3月31日(必着)までに申請された方は、支給月は遅れますが、令和6年10月分にさかのぼって当該手当を支給します。

なお、令和7年4月1日以後の申請については、令和6年10月分にさかのぼって当該手当は支給されません。(手当の支給は、認定請求書や監護相当・生計費の負担についての確認書を町で受け付けた月の翌月分からとなります。)

3 注意事項

◆令和6年9月30日以前に町から転出される場合は、転出先の自治体で手続きを行ってください。

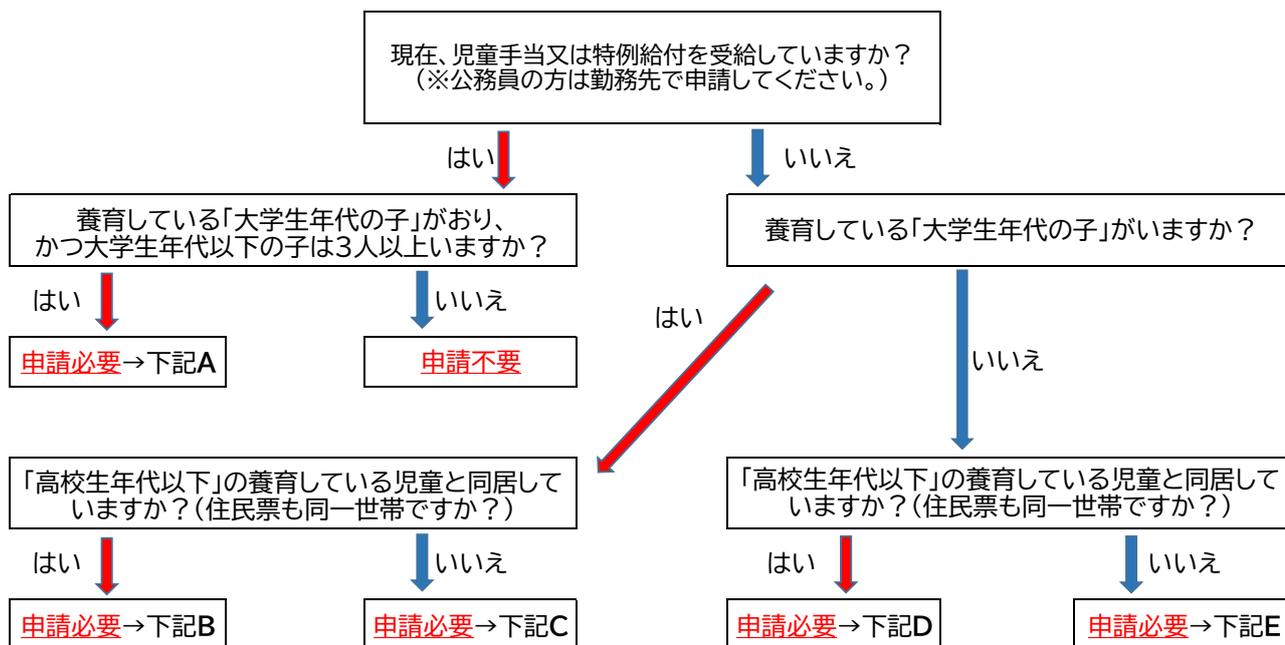
◆児童の保護者(生計の中心者)が公務員の場合は、勤務先(所属庁)で手続きをしてください。

◆子が児童養護施設に入所している場合は、入所先の施設が受給者となります。詳しくは入所先の施設にお問い合わせください。

4 問い合わせ先

川辺町役場 住民課 TEL0574-53-2513

5.フローチャート 高校生年代:平成18年(2006年)4月2日～平成21年(2009年)4月1日生まれ
 大学生年代:平成14年(2002年)4月2日～平成18年(2006年)4月1日生まれ



6.提出方法/必要書類

申請対象者A(窓口・郵送)

- ・監護相当・生計費の負担についての確認書
- ・下記【必要書類】(ア)(イ)

申請対象者B(窓口・郵送)

- ・児童手当認定請求書
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書(大学生年代以下の養育する子が3人以上いる場合のみ必要)
- ・下記【必要書類】の(ア)(ウ)(エ)

申請対象者C(窓口のみ)

- ・児童手当認定請求書
- ・監護相当・生計費の負担についての確認書(大学生年代以下の養育する子が3人以上いる場合のみ必要)
- ・下記【必要書類】の(ア)～(エ)

申請対象者D(窓口・郵送)

- ・児童手当認定請求書
- ・下記【必要書類】の(ア)(ウ)(エ)

申請対象者E(窓口のみ)

- ・児童手当認定請求書
- ・下記【必要書類】の(ア)～(エ)

【必要書類】

(ア)本人確認書類

[窓口の場合は申請者(受給者)本人か同世帯の方、郵送の場合は申請者(受給者)本人]

(イ)別居している子のマイナンバーカード又はマイナンバー入り住民票

[川辺町に住民票を置いたことがない場合、子と世帯が別の場合]

(ウ)口座確認書類(通帳、キャッシュカード等)

(エ)申請者の健康保険証(3歳未満の子がいる方のみ)

※公簿で親子確認ができない場合は、母子手帳、戸籍、出生証明書等の提出を求めます。また、その他状況により別途書類を求められることがあります。